

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、三六〇号  
平成十四年四月十六日  
(火曜日)

## 告 示

### 目 次

土地改良事業施行の認可	(農村整備課)	一
土地改良事業施行の同意	" "	一
土地改良事業変更施行の同意	" "	二
森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令	(林業振興課)	二
島根県防除実施基準に適合する区域の変更	" "	三
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	" "	三
更		
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(漁業管理課)	三
改正		
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	" "	三
島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の一部改正	" "	四
包括外部監査契約の締結	(監査委員事務局)	四
公 告		
基本測量の終了	(管 理 課)	四
公共測量の終了(二件)	" "	四
土地立入りの許可	(用地対策課)	五
公安規則		
島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱いに関する規則の一部を改正する規則		五

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  
施行条例施行規則の一部を改正する規則

## 正 誤

平成十四年四月二日付け島根県報第一、三五六号中(森林整備課) 六

## 告 示

## 示

### 島根県告示第四百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり新規土地改良事業の施行を認可した。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	認可年月日
区 頓原町土地改良	殿居地区区画整理事業(非補助土地改良事業)	平成十四年四月八日

### 島根県告示第四百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事 業 名	同意年月日
出西裏川(その一)地区農道事業(非補助土地改良事業)		

斐川町 出西裏川(その二) 地区農道事業(非補助) 平成十四年四月八日  
土地改良事業

島根県告示四百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	同意年月日
出雲市	若宮池向地区用排水施設事業(基盤整備促進事業)	平成十四年四月八日

島根県告示四百四十五号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をしようとするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

一 区域及び期間

1 区域

簸川郡大社町、隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を島根県農林水産部林業振興課並びに隠岐

支庁及び出雲農林振興センター並びに簸川郡大社町、隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 期間

平成十四年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれのある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し航空機を利用した薬剤散布による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺区域において、二に掲げる森林病虫害等による被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置の実施に当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、隠岐支庁長又は出雲農林振興センター所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならぬ。ただし、3により申請書を提出する場合にはこの限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償金を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、隠岐支庁長又は出雲農林振興センター所長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える額に相当する額をその者から徴収

することがある。

島根県告示第四百四十六号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定により、島根県防除実施基準の基準に適合する区域を変更したので、同条第四項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については登載を省略し、島根県農林水産部林業振興課、隠岐支庁、松江農林振興センター、木次農林振興センター、出雲農林振興センター、川本農林振興センター、浜田農林振興センター及び益田農林振興センター並びに平田市、江津市及び益田市の各市役所並びに八束郡島根町、能義郡広瀬町、飯石郡吉田村、赤来町、邇摩郡温泉津町、邑智郡瑞穂町、那賀郡金城町、隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村の各役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百四十七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により指定した、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条の三第四項の規定により公表する。

なお、当該変更に係る区域については登載を省略し、島根県農林水産部林業振興課、隠岐支庁、松江農林振興センター、木次農林振興センター、出雲農林振興センター、川本農林振興センター、浜田農林振興センター及び益田農林振興センター並びに松江市、江津市及び益田市の各市役所並びに八束郡島根町、能義郡広瀬町、伯太町、仁多郡仁多町、飯石郡掛合町、簸川郡大社町、邇摩郡温泉津町、那賀郡金城町、鹿足郡津和野町及び隠岐郡都万村の各役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第四百四十八号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

別表中

年一・八パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・八パーセント以内

を

年一・七パーセント以内
年一・八五パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・七パーセント以内

に改める。

附則

- この告示は、平成十四年四月十六日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年四月二日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百四十九号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

第五条第二号中「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附則

- 1 この告示は、平成十四年四月十六日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年四月二日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百五十号

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条中「一・八パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十四年四月十六日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年四月二日以後に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金については、適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成十四年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 包括外部監査契約の期間の始期  
平成十四年四月一日

- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、二千万円を上限とする。

- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
山 川 博 司

松江市西津田十丁目十七番二十四―十九

- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、次の基本測量は、平成十四年三月二十日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 作業種類  
基本測量（一・二五、〇〇〇地形図修正測量）
- 二 作業期間  
平成十三年四月十一日から平成十四年三月二十日まで
- 三 作業地域  
管内全域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十四年三月二十日に終了した旨木次町・三刀屋町公共下水道事務組合から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十

四条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量(木次町・下水道平面図作成)

二 作業期間

平成十三年十月三日から平成十四年三月二十日まで

三 作業地域

木次町・三刀屋町地内

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は、平成十四年三月二十二日に終了した旨国土交通省出雲工事事務所長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量(河川管理)

二 作業期間

平成十三年十一月二十九日から平成十四年三月二十二日まで

三 作業地域

松江市・安来市及び東出雲町地内

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、土地立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十六日

島根県知事 澄田信義

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧架空電線路 豊川線No.二五〇二八ルート変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

益田市左ヶ山町地内

益田市多田町地内

四 立ち入ろうとする期間

平成十四年五月七日から平成十四年八月三十一日まで

### 公安委員会規則

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱い、に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年4月16日

島根県公安委員長 古瀬 章

#### 島根県公安委員会規則第7号

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱い、に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会が行う不利益処分の取扱い、に関する規則(平成10年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、銃砲刀剣類所持等取締法」を「及び銃砲刀剣類所持等取締法」に改め、「及び島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号。以下「育成条例」という。)」を削る。

第2条第1項中「前条による」を「前条の」に改め、同条第2項中「不利益処分の種別」に及び、それぞれ次の」を「次の各号に掲げる不利益処分の種別に及び、当該」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 命令 様式第3号

(4) 指示 様式第4号

第2条第2項第5号を削る。

毎週火・金曜日発行

第4条中「(様式第6号)」を「(様式第5号)」に改める。  
様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号及び様式第6号を1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 4月16日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年島根県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第2」を「別表」に改める。

第4条中「別表第3のとおり」を「自転車、事務用機械、電気・電子機械器具、時計、食料品、飲料、製造たばこ、履物、繊維製品、家具、化粧品、かん具、文具、事務用具等の日常生活の用に供する物品」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とし、別表第3を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

平成十四年四月二日付け島根県報第一、三五六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
四	上	始めから七	飯石郡木次町	飯石郡掛合町